
E A E マーク 認定の手引き

2018/4/2

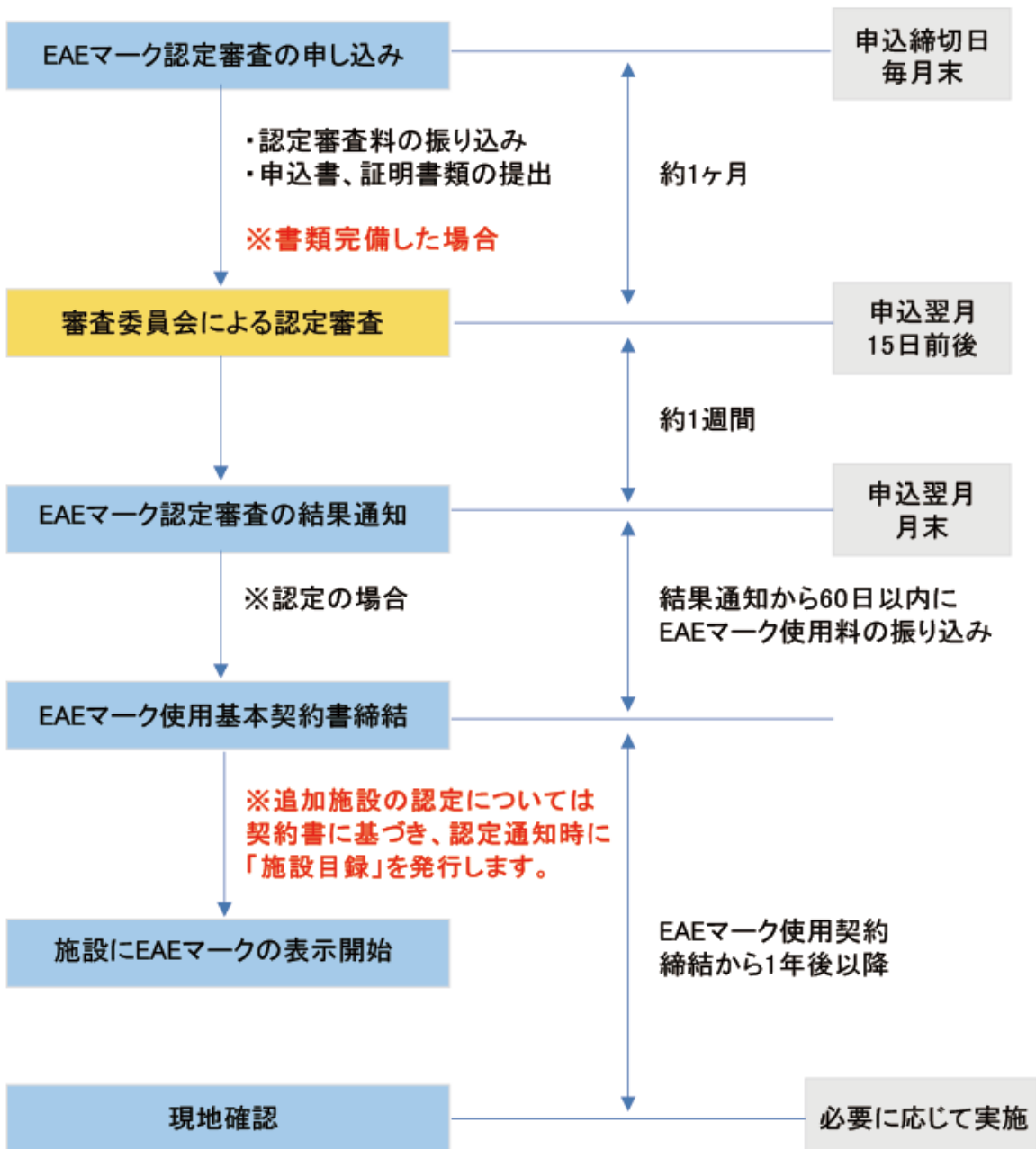
2018/10/17 改定

01.EAE マークの認定の基本的な流れ

EAE 類型 101～類（各種施設）

■ 職場や公共施設など P M 等装着者が立ち入る可能性のある施設の認定申請の流れです。

※1 施設からお申し込みいただけます。

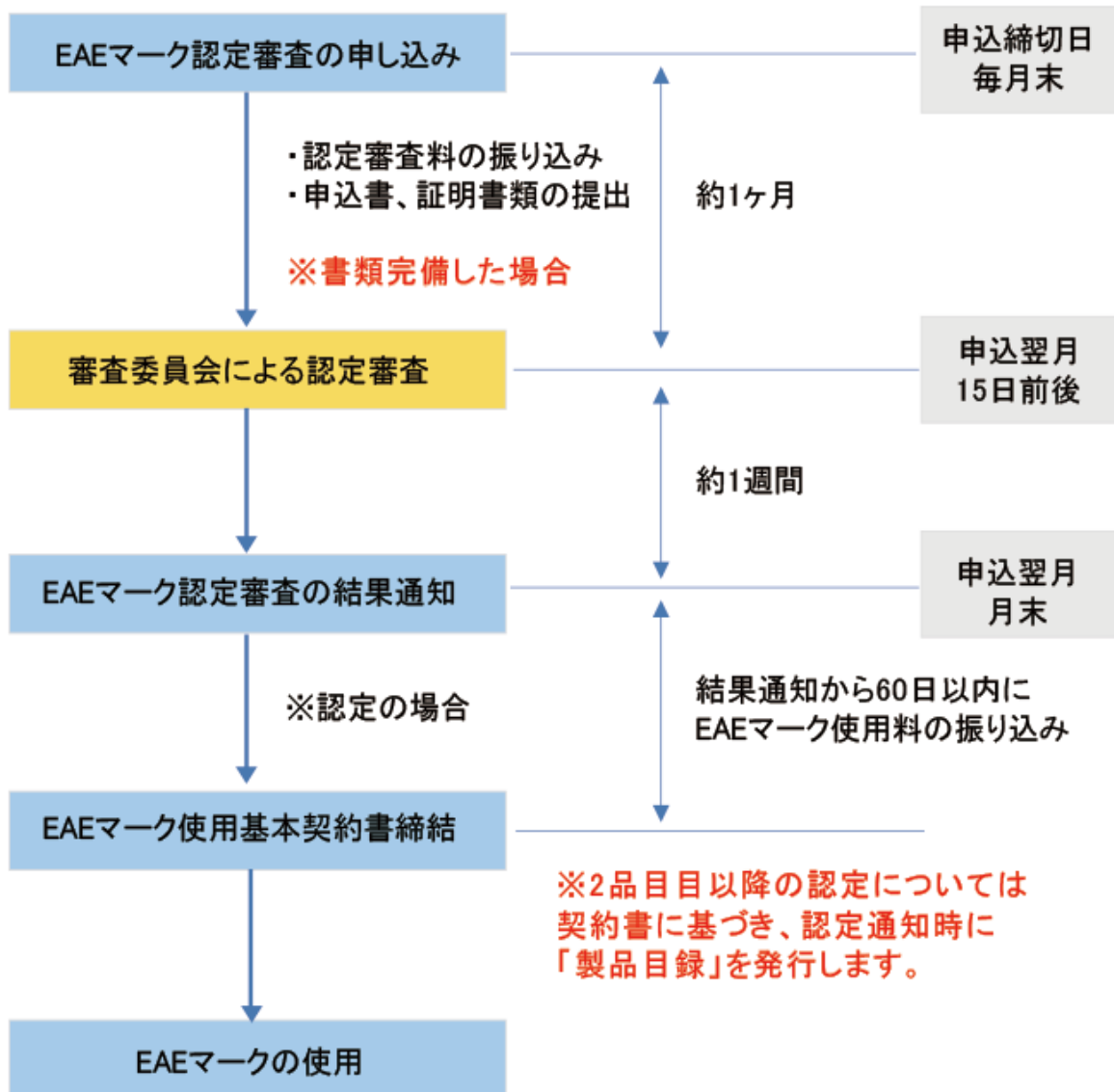


02.EAE マークの認定の基本的な流れ

EAE 類型 201～・301～類（機器・設備評価並びに電磁波防護製品）

■電磁波を発生している機器や設備並びにペースメーカー・ICD等の体内植込み型医療機器への電磁干渉を軽減することができる電磁波防護製品、さらに人体への電磁暴露量を軽減することが電磁防護製品の認定申請の流れです。

※1 型番毎に登録になります。



03.EAE マークの申込み手続き

1. 各種施設（EAE 類型 101～類）については、類型細目（施設数・来場者数・利用者数）により、使用料が区分されています。
2. 機器・設備評価並びに電磁波防護製品評価（EAE 類型 201～・301～類）については、機器・設備及び電磁波防護製品の合計売上高により、使用料が区分されています。
3. それぞれ「EAE 入会金・年会費並びに EAE マーク料金規定」によります。

04.対象商品（機器・設備、電磁波防護製品）と申込者

1. EAE マーク対象類型に該当する施設または商品であること。
2. 商品は日本国内で現在販売されているか、6 か月以内に販売されること。
3. 原則として、対象商品に EAE マークの表示を希望する製造事業者の方とします。
4. 販売事業者、輸入取扱事業者、発注者にあたる方も、製造事業者発行の「申込承諾書」をご準備のうえ、お申しいただけます。

05.EAE マーク認定審査料の払込み

1. 申込書を提出される際に、「EAE 入会金・年会費並びに EAE マーク料金規定」に定める商品認定審査料を、以下の振込先指定口座までお振込下さい。
2. 振込依頼書控の写しを、申込書に添付してご提出下さい（電子決済などの場合は、経理担当者等の支払い証明でも構いません）。
3. 振込口座について
 - (1) 口座名義 一般社団法人 電磁環境・電磁波防護製品評価協会
 - (2) 銀行名・支店・普通預金口座・・・りそな銀行 深井支店、番号 0292884
 - (3) 振込人名義・・・申込者（事業者）名
 - (4) 振込手数料は申込者のご負担となります。
 - (5) 商品認定審査料の支払方法は振込のみとさせていただきます。

※EAE マーク認定審査料については、事前の請求書等や領収書の発行はいたしませんのでご了承下さい。

06. 申込みに必要な書類

1. 以下の書類をご提出ください。

- (1) 各「EAE マーク認定・使用申込書」・・・申込商品 1 件につき 1 通必要です。
- (2) 付属証明書など認定基準への適合について説明する資料、証明書など。
- (3) E A E マーク表示設計図（原稿可）
適正なEAEマーク表示をお願いするために、EAEマークの表示箇所と表示内容
マークと認定基準書に定める認定情報、認定番号※、使用契約者名）等を含む
表示設計図を予めご提出下さい。
- (4) ※認定番号は、認定通知時にお知らせします。
- (5) 各様式はホームページからダウンロードしてご使用ください。

※前項に定める登録申込を行った場合であっても、EAE 審査委員会が行う審査の結果、登録が認められない場合があります。審査方法、審査過程、および審査の内容は開示されません。

07. 申込書の提出先・申込み期限

1. 当協会ホームページより申込み提出ください。

2. 申請書類の提出締切日（事務局への書類到着日）は、原則として毎月の最終日（土日祝祭日の場合は、その前日）となります。なお、連休等により締切日を変更する場合がありますので、事前に事務局まで照会いただくか、ホームページにてご確認ください。

08. 個人情報保護

EAEマーク事務局および審査委員会は、提出された書類および審査の過程で知り得た情報については、認定審査またはEAEマーク事業の遂行の目的以外には使用せず、他に開示・漏洩しないものとします。なお、認定後はEAEマーク認定商品に関する商品ブランド名、型式・品番、認定番号、使用契約者（事業者）名、認定要件に関する事項（認定情報に係る固有の証明値を含み、機密情報を含まない）、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の定める判断基準への適合に関する情報、および認定基準書において公表することを認定の要件としている事項について、EAEマーク使用契約の締結後に当協会ホームページなどで公開します。

09.認定審査・通知

1. 契約書は最初の認定商品及び施設のときに取り交わします。
2. 申込書類などを事務局で確認し、不備等がありましたら事務局からメール等で追加書類のご依頼をします（書類などに不備がある場合、当該不備書類等が完備するまで認定審査は行いません）。
3. 必要に応じて、EAEマーク事務局から追加資料の提出依頼、その他認定基準に関わる調査などを行う場合があります。
4. 「EAEマーク事業実施要領」により、「審査委員会で環境保全上問題があると判断した場合」は、認定されないことがあります。
5. 書類不備のまま6ヶ月以上が経過したときは当該申込を却下いたします（再び申込む場合は、新たに商品認定審査料が必要となります）。
6. 審査結果の通知は、審査委員会での認定審査が終了した後、約1週間後に書面にてお知らせします。ただし、継続審査（保留）となった場合は審査が終了するまでお待ちいただくことがあります。
7. 電話などによる結果照会にはお答えできませんので、ご了承下さい。
8. EAEマーク認定・使用申込書（証明書などの必要書類をすべて含む）などに虚偽の記載があった場合、その他EAEマーク事務局がEAEマーク事業の適正な実施のため必要があると判断した場合には、EAEマークの認定を取り消すことがあります。

10.契約の締結

1. 商品認定審査の結果、初めて「認定」を受けたときに（一社）電磁環境・電磁波防護製品評価協会との間でEAEマーク使用基本契約を締結します。
2. 2商品目以降の認定商品については、契約書に基づき、認定通知時に「商品目録」を発行します（契約書の取り交わしは行いません）。
3. 認定通知書とともに送付される書類と手続方法
 - （1）審査結果が「認定」の場合は、商品担当者宛に以下の書類を郵送します。
 - ① 「認定通知書」EAEマーク商品認定審査申込に対する結果通知書
 - ② 「EAEマーク使用基本契約書」（2通）＊（乙）契約者分と（甲）当協会分
 - ③ 「請求書」EAEマーク使用料に関するご請求
 - ④ 「EAEマークの表示方法について」EAEマーク画像データのダウンロード先およびマーク清刷などを同封
4. 「認定通知書」の発信日（認定通知日）から60日以内に、当協会との間でEAEマーク使

用契約を締結して下さい。契約締結にあたり、「EAEマーク使用基本契約書」の記載内容を十分にご確認下さい。

契約者（乙）分と当協会（甲）分の2通とも表面の乙欄に、住所および代表者名を記入・押印（社印、代表者印）のうえ、2通ともEAEマーク事務局宛ご返送下さい。

5. 契約書のご返送とEAEマーク使用料（初年度分）のご入金が確認できましたら、当協会より商品担当者宛に契約者（乙）保管分の「契約書」、「EAEマーク商品認定証」、および「EAEマーク認定商品一覧」を併せて送付いたします。これでEAEマーク使用契約の手続きは完了です。

（注）商品認定通知日から60日以内にEAEマーク使用契約が締結されない場合、お申込に対する認定は取り消されます。

11.EAE マークの有効期限

1. EAEマーク認定の有効期間は、契約締結日から認定基準書に記載の有効期限（当該商品類型の認定基準の有効期限が延長された場合には、その延長された日）までとなります。
2. 認定の有効期間中に当該認定基準の改定が行われた場合、既に認定されている商品については認定審査時（改定前）の認定基準をなお適用しますので認定はそのまま有効となります。
3. EAEマーク認定期間は、基準日毎にEAEマーク使用料1年分を請求書に記載の期日までに支払うことで実質1年間ごとに継続されます。

基準日とは、契約締結日の翌月の1日をいいます。この日から1年間分の使用料をお支払いただくことで、1年間の認定が有効となります。このように1年ごとに使用料を支払うことにより、認定基準で規定された有効期限までEAEマークの使用・表示が可能となります。

契約後に解約もしくは解除等により使用契約が消滅した場合には、当該商品の認定も終了します。

認定の有効期限が到来した場合は、その日をもってEAEマーク認定は終了しますので、当該認定商品のEAEマークの使用・表示を終了していただくこととなります。

12.売上高報告とEAE マーク使用料のお支払

1. 売上高報告とEAEマーク使用料のお支払の流れ。

- (1) EAEマーク使用契約者は認定申込時に「EAEマーク商品売上高または施設入場者数・利用者数報告書」（以下売上高等報告書）を提出頂きますので、それに基づき、認

定通知時にご請求となります。

- (2) EAEマーク事務局は、EAEマーク商品または施設の認定基準への適合状況の確認をしたEAEマーク認定商品・施設一覧およびEAEマーク使用料請求書を送付致します。
- (3) 使用契約者は、使用料のお振込をお願いします。(請求日から60日以内)

2. 次年度以降の手続き

- (1) EAEマーク事務局より、基準日(契約日の翌月1日)の直前に、「売上高等報告書」、および「EAEマーク認定商品または施設一覧」を使用料支払担当者宛に郵送します。
- (2) 支払担当者は、基準日の直前1年間のEAEマーク商品売上高などを記載した「売上高報告書」を、基準日から30日以内にご提出下さい。
- (3) 事務局は、「売上高報告書」に基づき、別に定める「EAEマーク料金規定」に従い、基準日から向こう1年間のEAEマーク使用料をご請求します(支払担当者宛てに「使用料請求書」を郵送します)。
- (4) 支払担当者は、EAEマーク使用料を請求日より60日以内に当協会指定口座宛てお振込下さい。
- (5) 支払期日までにEAEマーク使用料をお振込いただくことで、基準日から向こう1年間(次年度)の認定が有効(継続)となります。なお、使用料をお支払いいただくことを前提に、基準日から使用料支払いまでの期間においても前年(初年度)から継続してEAEマークを使用・表示することができます(認定の有効期限を迎える認定商品は、その有効期限日までとなります)。
- (6) 以後、毎年到来する基準日ごとにEAEマーク使用料を支払期日までにお支払いいただくことで、EAEマーク認定期間は基準日から1年間を単位として、当該認定基準書で定める有効期限まで継続します(認定の有効期限を迎える認定商品は、その有効期限日までとなります)。よって、認定商品ごとに契約の更新手続を行なう必要はありません。

(注) 支払期日までにEAEマーク使用料の支払いがない場合は、直前の基準日の前日まで遡って、EAEマーク使用契約は解除となります(すべてのEAEマーク商品の認定は終了します)。

3. 売上高報告書の記入および提出

- (1) 売上高の算定方法は、EAEマーク使用契約者から出荷されたEAEマーク商品の出荷販売額です。例えば、使用契約者が製造者の場合は販売会社などへの卸売高がこれに当たります。また、小売店の場合は消費者へ販売した売上高(店頭販売価

格×販売数量)となります。売上高の算定についての原則は以下のとおりです。

(2) 日本国内で販売されたEAEマーク商品の売上高を対象とします。EAEマーク認定を受けている商品(認定登録している型式・品番等をすべて含む)の売上高を対象とします。

(3) 「EAEマーク商品売上高または施設入場者数・利用者数報告書」について

① EAEマーク認定期間は、本年の基準日から向こう1年間の認定期間です。

② 使用契約者(代表者)の有印文書にてご提出下さい。

(注) 使用料の適正な運用を行うため、毎年、任意に抽出した使用契約者(企業等)に対し、EAEマークの使用状況、EAEマーク商品の製造販売状況、および販売実績(出荷額)等について現地監査(ヒアリング)を実施し、報告および説明等を求めることがあります。売上高報告の根拠となる会計帳簿等は、必ず5年間保管して下さい。

4. EAEマーク使用料のお支払

(1) 初年度は、最初の認定商品の認定通知時に、商品担当者宛に送付される請求書に基づき、所定の期日(請求日から60日以内)までに協会指定口座宛てお振込下さい。

(2) 次年度以降は、毎年、ご提出いただく「売上高報告書」に基づき、基準日から向こう1年間(認定期間)のEAEマーク使用料を決定し、支払担当者宛に請求書を所定の期日(請求日から60日以内)までに協会指定口座宛てお振込下さい。

(注) 使用料のお支払は年1回です。よって、認定期間中に新たな認定商品を取得した場合や認定商品への型式・品番等の追加を行った場合についても、その時点で使用料の支払事務は発生しません。なお、次年度の売上高報告の際に、基準日の直前1年間の実績売上高を報告いただきますので、その売上高に基づく確定使用料と既払込使用料との間に差額が生じる場合には精算(調整)を行います。

5. EAEマーク使用料のお振込

(1) 振込手数料は使用契約者(事業者)様のご負担とさせていただきます。

(2) 支払方法は振込のみとさせていただきます。現金書留や小切手、または直接持参での受領、および分割払い等のお取扱いはできません。

(3) 領収書は発行致しません。振込依頼書控等にてご対応下さい。

6. 使用料の精算(調整)

(1) 売上高報告の際に、基準日の直前1年間の実績売上高を報告いただきますので、その売上高に基づく(前年度分の)確定使用料と既払込使用料との間に差額が生じた

場合には、その過不足額を向こう1年間（本年度分）の使用料ご請求の際に、充当又は加算することにより過不足を精算（調整）いたします。

（注）すべてのEAEマーク商品の認定が終了した場合には、その時点で直前の基準日から認定終了日までの売上高報告をいただき、上記と同様に過不足額を精算（調整）いたします。

13.EAE マークの表示方法

1. E A E マークの使用権

商品やパッケージなどにEAEマークを表示できるのは、使用契約者に限られません。EAEマーク認定商品であっても、契約団体以外が印刷・貼付することはできません。万が一、使用契約者以外の方がEAEマークを使用した場合は、EAEマーク無断使用に該当し、刑事罰を含む法的措置などの対象となる場合がありますのでご注意ください。

2. EAEマークの表示方法は「EAEマーク使用の手引」に従って下さい。

3. ライセンスホルダーロゴの使用方法

認定商品に関するEAEマーク表示とは別に、EAEマーク使用契約者は、「EAEマークライセンスホルダー ロゴ」を使用することができます。EAEマーク認定商品を保有していることを消費者などに広告・宣伝（アピール）することを通じて消費者保護と安全に貢献すること等を目的に、名刺や自社ウェブサイト、CSR 報告書等に使用できます。使用にあたっては事前に事務局の承認を受けて下さい。使用申込方法は、「EAEマーク使用の手引」をご覧ください。

14.EAE マーク認定後の手続き等

1. EAEマーク認定後の手続き

（1）EAEマーク認定に関して、追加・変更等が発生する場合には、以下の各変更書類様式を用いて速やかにEAEマーク事務局まで申込を行い、事前に承認を受けて下さい。この手続きを経していない場合、EAEマークの継続使用は認められません。ただし、お申し出の内容によっては承認できない場合もあります。

（注）無断で追加・仕様変更等を行いますとEAEマークの無断・不適正使用に該当し、刑事罰を含む法的措置などの対象となる場合がありますのでご注意ください。

（2）下記の場合は、下記変更書類の提出により、変更手続きが必要となります。

- ・認定商品または施設に関する追加・変更
- ・担当者変更 ・使用契約者または使用契約者名変更

(3) EAEマーク認定商品に関する追加・変更などの手続きは、各種変更届を協会へ提出頂きます。

提出物充足の確認及び認定審査を行います。その後審査結果の通知を「担当者」宛てに書面にて通知致します。書類充足時から審査結果通知まで、通常2週間ほど要します。

(4) E A E マーク使用基本契約の解約について。

使用契約者は、毎年到来する基準日の30日前までに所定の書面により使用契約の全部または一部の解約の申し入れをすることができます。解約を申し入れた認定商品は当該認定期間（直後に到来する基準日の前日まで）をもってEAEマーク認定は終了します。

(5) EAEマークの使用契約違反などがあった場合には、直ちにEAEマーク認定を取り消し、使用契約を解除することがあります。